

# 一関地区広域行政組合コピー等実費徴収要綱

令和5年4月1日

一関地区広域行政組合告示第30号

## (趣旨)

第1 この告示は、住民等からの申込みにより、一関地区広域行政組合が管理している電子複写機又はプリンター（以下「複写機等」という。）を用いて当該申込みをした住民等が保有する資料又は公簿等を複写又は出力する場合に徴収する実費その他必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公簿等 一関地区広域行政組合の機関が保有している文書で、閲覧に供し、又は公表を例とするものをいう。
- (2) コピー等 住民等からの申込みにより、一関地区広域行政組合の職員（以下「職員」という。）が複写機等を使用して複写し、又は出力することをいう。
- (3) 実費 複写機の賃借料、用紙代等を考慮して管理者が定める額をいう。

## (実費の額等)

第3 コピー等の用紙の規格は、日本産業規格A列3番以下の寸法のものとし、実費の額は、次の表のとおりとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、実費を免除することができる。

区分	実費の額
白黒複写又は出力	1枚につき10円（両面にコピー等をした場合にあっては20円）
用紙の寸法がB列4番以下のカラー複写又は出力	1枚につき50円（両面にコピー等をした場合にあっては100円）
用紙の寸法がB列4番を超え、A列3番以下のカラー複写又は出力	1枚につき80円（両面にコピー等をした場合にあっては160円）

## (申込み及び使用の方法)

第4 コピー等の申込みをしようとする者は、コピー等申込書（別記様式）に第3に規定する実費を添えて、管理者に申し込まなければならない。

2 職員は、前項の申込みを受けたときは、他の事務に支障のない限り、速やかにコピー

等をしなければならない。

(コピー等の制限)

第5 次の各号のいずれかに該当するときは、コピー等を制限し、又は中止することができる。

- (1) 公序良俗、社会秩序に反すると認められるとき。
- (2) 営利活動、宗教活動又は政治活動と認められるとき。
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触すると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、コピー等を行うことが不相当と認められるとき。

(その他)

第6 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文（抄）

令和5年4月1日から施行する。

別記様式(第4関係)

コピー等申込書

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

申込者	住所	
	氏名	
コピー等 区分	白黒複写又は出力	枚
	用紙寸法B列4番以下のカラー複写又は出力	枚
	用紙寸法B列4番を超え、A列3番以下のカラー複写 又は出力	枚

備考 両面に複写又は出力する場合には、2枚として計算するものとする。